

# 生活規範

## ◎ 校内生活

### 1. 登校時間

学校周辺の交通事情により、学年別の時差登校を指導している。（1・2年生は南側通用門から）

- ① 1年生は8時20分まで、2年生は8時25分まで、3年生は8時30分までとする。
- ② 小遅刻……1年生で8時20分から8時40分間に登校したものを小遅刻とする。  
2年生の小遅刻は8時25分から8時40分間の登校。  
3年生の小遅刻は8時30分から8時40分間の登校。
- ③ 大遅刻……8時40分以降に登校したものを大遅刻とする。まず職員室に行き、遅刻届を受け取る。  
教室入室の際に、教科担当者に遅刻届を手渡し、指示に従う。

### 2. 下校時間

下校時刻は午後5時とする。（月曜日は4時45分とする。）

### 3. 欠席、遅刻、早退

- ① 各届け出は必ず保護者が行う。
- ② 前日までにわかっている場合は、事前に担任に届け出る。
- ③ 当日の場合は8時～8時30分間に学校にメールまたは電話で届け出る。
- ④ 早退の場合は早退届を携帯し、帰宅連絡をする。
- ⑤ 早退届の用紙に保護者の署名、捺印をもらい、翌日担任に提出する。
- ⑥ 登校後は授業終了後まで外出は認めない。但し、特別の事情のある場合は担任に申し出て、外出許可証が発行された場合に外出を認める。そのときは外出許可証を携帯する。

### 4. 紛失、盗難の防止

- ① 不必要な金銭や高価なものは学校に持ってこない。
- ② 所持品にはすべて学年、組、番号、名前を明記して保管は各自で責任を持つ。  
また個人用ロッカーは必ず施錠する。
- ③ 体育などの授業時は、個人の貴重品は教科担当者に預ける。
- ④ 紛失、盗難、拾得物は担任もしくは生活指導部に必ず届ける。
- ⑤ 他人の所有物を無断で使用しない。

### 5. 集団生活

- ① 校舎、施設、備品（個人用下足箱を含む）は大切に扱い、故意に破損、汚損した場合は弁償しなければならない。
- ② 暴力行為あるいは暴力を背景とした行為は一切認めない。もし被害を受けたり、目撃したりした場合は直ちに担任、生活指導部に連絡する。
- ③ 校舎内、上履き通行帯では所定の上履きを用い、上下履きの区別を明確にする。
- ④ 来客の方には必ず挨拶を励行し、礼儀正しい態度で接する。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォンは校内での使用に制限があるので、使用禁止の時間帯は電源を切って、各自厳重に保管しておくこと。

## ◎ いじめについて

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。学校は、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許しません。

万が一、いじめ（疑わしいものも含む）が発覚した場合は、然るべき対応をとります。

なお、いじめとは、殴る・蹴るなどの物理的ないじめ、および、悪口・からかい・無視などの心理的ないじめだけでなく、SNSなどでの誹謗・中傷など、インターネットを介したものも含まれます。

自分がいじめにあっているときはもちろん、友人がいじめにあっていることがわかったとき、またいじめを目撃したときは、必ず、教員に相談してください。

## ◎ 校外生活

- ① 日常生活においても常に守口東高校の一員であることを自覚して行動する。
- ② 外出の際は行き先・用件・帰宅時間などを保護者に必ず連絡しておく。
- ③ アルバイトは、保護者とよく協議のうえ、高校生活に支障のないようにすること。
- ④ 高校生にふさわしくない飲食店や遊戯場に立ち入らない。
- ⑤ 休暇中も登校の際は「服装規定」に従う。
- ⑥ 本校生徒として外部諸団体への加盟、参加、出場等をする場合は、校長の許可を得る。

## ◎ 自転車についての注意点

- ① 自転車通学を希望する者は生活指導室で申請し、受領したラベルを所定の位置に貼付する。
- ② 免許が必要なアクセル付きフル電動自転車や免許不要でも電動キックボードでの登校は禁止。
- ③ 登下校の際には、交通ルールを守って安全な通学を心掛けること。  
ヘルメット着用の努力義務があります。雨の日は傘を使用せず、レインコートを着ること。
- ④ 交通事故にあった場合には警察、保護者、学校へ、必要なら救急へ連絡すること。  
交通事故後の処理は保護者立会いの上で行うこと。

## ◎ 懲戒規定について

学校内外を問わず、下記の行為をした者には訓告、停学等の処分を行う。

- ① 喫煙、喫煙具所持、喫煙類似行為
- ② 飲酒
- ③ 考査等の不正行為
- ④ 暴力行為、暴言等
- ⑤ 窃盗、万引き、及びこれらの類似行為
- ⑥ 単車、自動車等に関する校則違反
- ⑦ 刃物その他の凶器、危険物の所持、及びこれらを用いた傷害行為
- ⑧ 未成年者の立入禁止場所への立入り及び遊戯
- ⑨ いじめ行為
- ⑩ その他、著しく反社会的、又は不道徳な行為を行った時

## ◎ 服装規定（制服図参照）

### 1. 男子制服

- ① 冬服……本校指定の制服上下・シャツ（校名入り）・指定のカーディガン、セーター、ベスト（選択）を着用する。ネクタイまたはリボンを着用する。
- ② 合服……冬服、冬服より上着をとった状態および夏服
- ③ 夏服……制服（夏期用）のズボンと半袖シャツ（校名入り）を着用する。  
夏服の場合は、ネクタイまたはリボンの着用は自由。

### 2. 女子制服

- ① 冬服……制服の上着・指定のカーディガン、セーター、ベスト（選択）・スカート、スラックス、ハーフパンツ（選択）・シャツ（校名入り）・ネクタイまたはリボンを着用する。
- ② 合服……冬服、冬服から上着をとった状態および夏服
- ③ 夏服……制服のスカート、スラックス、ハーフパンツ・半袖シャツ（校名入り）を着用する  
夏服の場合は、ネクタイまたはリボンの着用は自由。

※ 合服、夏服時には、冬服用カーディガン、セーター、ベストを着用してもよい。  
シャツ（校名入り）は長袖、半袖どちらでも良い

3. 制服の衣替えについては、気象状況等により、生活指導部が期日を指定する。

4. 全ての制服類には、必ず記名をすること。

5. 制服を変改造してはならない。発見した場合は「預かり指導」とする。極端に短いスカート丈も指導する。また、制服に余分な飾り等をつけてはならない。

6. 通学靴は高校生らしい物を使用し、草履・サンダル等の使用は、一切認めない。

### 7. 髪型・化粧・装身具等

- ① パーマ・巻き髪・毛染め・脱色・エクステは禁止。
- ② 口紅（有色のリップクリームを含む）、アイシャドウ、マニキュア、ネイル、カラーコンタクト、まつ毛エクステンション、まつ毛パーマ等、**化粧は一切禁止**。
- ③ アクセサリー類は装着禁止。

8. 特別な事情により異装する場合は、事前に申し出て許可を受け、異装許可証を受け取ること。  
許可された場合は、必ず異装許可証を携行すること。

### 9. 防寒着（ジャンパー・コートおよび帽子・マフラー等）

- ① 防寒着の着用は登下校時のみ。
- ② 防寒着のデザインは、華美でないものとする。
- ③ 防寒着は必ずブレザーの上に着る。
- ④ 長すぎるマフラー・コートは着用しない。（危険防止）
- ⑤ カーディガン・セーターの着用は学校指定のみ。
- ⑥ インナーウェアが襟や袖からはみ出ないこと。
- ⑦ スカートの中にハーフパンツをはいている者はスカートの下から見えないようにすること。
- ⑧ 期日については、気象状況等により、生活指導部が指定する。

以上に記載していない点については、その都度、生活指導部より指示するので、その指導を受けること。

# 守口東高等学校 制服図

男子ジャケット



男子長袖シャツ



ネクタイまたはリボン



カーディガン



男子スラックス



男子半袖シャツ



セーター



男女とも必ずいずれかを  
購入すること

ベスト



女子ジャケット



女子長袖シャツ



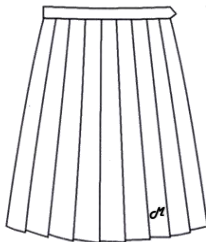
女子半袖シャツ



ネクタイまたはリボン



女子スカート



女子スラックス



女子ハーフパンツ



女子は、スカート・ハーフパンツ  
は必ず購入  
する。スカー  
トは必ず購  
入すること

※令和5年度よりスカートの裾にマークが刺しゅうされます。  
※マークの入っていないスカートは着用できません。